

大津市若者に対する転入記念品贈呈等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の人口が中期的に減少局面に入ることが想定される現状において、特に若年層の人口の維持が課題であることに鑑み、本市に転入する若者に対し、記念品を贈呈することにより歓迎の意を表するとともに、アンケート等を実施することにより今後の若者の転入促進に係る施策の参考とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 平成4年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた者をいう。
- (2) 転入 新たに本市の区域内に生活の本拠となる住所を定めることをいう。
- (3) 転入日 転入をした年月日として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により市長に届け出られた年月日をいう。
- (4) 記念品 ふるさとプレゼント（大津市ふるさと納税推進事業実施要綱（平成25年制定）第2条第4号に規定するふるさとプレゼントをいう。）として贈呈されている商品のうちから予算の範囲内で市長が選定するものであって、この要綱に定めるところにより、転入した若者に対して市長が贈呈するものをいう。

(記念品の贈呈の対象者)

第3条 記念品は、次の各号のいずれにも該当する若者で、転入日が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間であるもの（以下「対象者」という。）のうち、希望する者に対して贈呈する。

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に本市に住所を有していた者でないこと。
- (2) 本市が実施する転入に係るアンケート調査に回答した者であること。
- (3) 転入日から3年以上引き続いて本市に生活の本拠を有する意思を有する者であること。
- (4) 過去に記念品の贈呈を受けた者でないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(記念品の贈呈の申込み)

第4条 記念品の贈呈を申し込もうとする対象者（以下「申込者」という。）は、大津市転入者記念品贈呈申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申込者本人であることを証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 申込者は、申込書の提出に代えて、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により記念品の贈呈を申し込むことができる。この場合において、申込者は、申込書を提出したものとみなす。

3 第1項の規定による申込書の提出は、令和4年6月1日から令和5年3月31日（転入日が同月18日から31日までの間である場合にあつては、転入日から14日以内の日）までの間に行うものとする。

(記念品の贈呈の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込書の内容を審査し、贈呈することと決定したときは、その旨を当該申込者に通知するとともに、遅滞なく、当該申込者に対し記念品を贈呈する手続をとるものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、贈呈しないことと決定したときは、大津市転入者記念品贈呈申込棄却（却下）決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

（記念品の贈呈の決定の取消し）

第6条 市長は、記念品の贈呈を受けた者（以下「被贈呈者」という。）が虚偽その他不正な手段により記念品の贈呈を受けたときその他市長が不相当と認める行為を行ったと認めるときは、記念品の贈呈の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、大津市転入者記念品贈呈決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（記念品等相当額の返還）

第7条 市長は、前条第1項の規定により記念品の贈呈の決定を取り消した場合において、既に記念品が贈呈されているときは、当該被贈呈者に対し、期限を定めて、当該記念品の価格（その送付に要した費用の額を含む。）に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（アンケート等への協力）

第8条 被贈呈者は、令和8年3月31日までの間、本市が発信するイベント等に係る情報を受け取るとともに、市長が実施する市政に係るアンケートへの回答その他若者の転入促進のための本市の施策の参考とするための取組に協力するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。